

平成20年3月10日

各 位

会 社 名： 株式会社レグス
代 表 者 名： 代表取締役社長 内川 淳一郎
(JASDAQ・コード番号 4286)
問 合 せ 先
役 職・氏 名： 執行役員マネジメント部長 堀 康夫
電 話： 03-3408-3090

ストックオプション(新株予約権)の権利内容の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成20年3月10日開催の取締役会において、「第19期定時株主総会における『第7号議案 スtockオプションとして新株予約権を発行する件』の決議に基づき発行したストックオプションとしての新株予約権の権利内容の一部を変更する件」の承認を求める議案を、下記の通り平成20年3月26日開催予定の当社第20期定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

第19期定時株主総会においてご承認いただきました「第7号議案 スtockオプションとして新株予約権を発行する件」に基づき、平成19年8月21日開催の当社取締役会決議により、当社、当社子会社の従業員および社外協力者に対して本新株予約権 294 個(各本新株予約権の目的となる株式の種類および数は、当社普通株式1株)を発行しました。

しかしながら、本新株予約権には、各本新株予約権の目的となる株式の数(以下「付与株式数」といいます。)の調整条項(注)が規定されていません。調整条項が規定されていない場合、今後、当社が株式分割を行った場合には、新株予約権者が当初期待していた経済的利益を得ることができず、当社グループの連結業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的としてストックオプションとしての本新株予約権を付与した趣旨が減殺される一方、株式併合を行った場合には、新株予約権者は、当該株式併合を原因として当初期待していた利益を超える経済的利益を得ることができることとなります。

上記のような不都合を是正するため、本新株予約権の権利内容の一部を変更し、付与株式数の調整条項を規定することをご承認をお願いしたいと存じます。

(注) 付与株式数の調整条項とは、新株予約権の割当日後、当社が当該新株予約権の目的となる株式の株式分割または株式併合などを行う場合に、新株予約権者が、当該株式分割または株式併合などの前後を通じて、基本的に同じ経済的利益を得ることができるようにするため、付与株式数を調整するための条項をいいます。

2.変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。変更箇所は下線で示しています。

変更前	変更後
<p>2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数 当社普通株式 294 株</p> <p>3. 新株予約権の総数 294 個 各新株予約権の目的となる株式の数1株。</p>	<p>2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数 当社普通株式 294 株 <u>ただし、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、次の算式により各新株予約権の目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)を調整する。調整後付与株式数を適用する日は、下記6. (2)①を準用する。</u> <u>調整後付与株式数＝調整前付与株式数</u> <u>×株式分割・併合の比率</u> <u>また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。</u> <u>なお、上記の調整による1株未満の端数は切り捨てる。</u></p> <p>3. 新株予約権の総数 294 個(各新株予約権の目的となる株式の数は1株とする。<u>ただし、上記2. に定める付与株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。</u>)</p>

以 上